

占領下における社団法人日本動物愛護協会の成立

春藤 献一

はじめに

論文の目的

日本における動物愛護運動を俯瞰すると、太平洋戦争を境にして、その前後で運動を展開した動物愛護団体が異なっているものと認識されてきた。戦前の組織は戦後の日本社会で復興することができず、改めて成立した別の団体によって運動が展開された。この「断絶」は何を意味していたのだろうか。

一九四八年五月二十二日付けで設立した社団法人日本動物愛護協会（以下単に協会と言う）は、戦後初めて成立した動物愛護団体で

ある。一九四九年に動物虐待防止法の立法運動に着手し、また「動物の保護及び管理に関する法律」の立法過程においても、他の動物愛護関連団体と協同で法案の作成や国会への働きかけを行った¹。動物愛護団体として協会が果たした役割は大きく、その成立は戦後日本における動物愛護運動の直接的な源流の一つであると評価されてきた。しかし協会の成立過程については資料の少なさもあり、今まで十分に解明されてきたとは言えない。

本稿では、戦後動物愛護運動史の源流をなす協会の成立に関して、成立に至るまでの経過や、そこに関わった組織、人物、また協会が掲げた理念を分析する。創成期の混乱の内実を解き明かすことで、戦後日本における動物愛護運動史及び動物愛護思想史の一端を明ら

かにすることを本稿の目的とする。

日本における動物愛護の展開

まずは日本における動物愛護運動の展開について、先行研究を概観しながら触れておこう。近代的な動物愛護運動の始まりとされる運動を担った動物虐待防止会は、一九〇二年に牧師の広井辰太郎を中心に多くの著名人が参加して成立した。伊勢田哲治による研究では、防止会の成立には英字紙『ジャパン・ウィークリー・メール』が一八九〇年代に紙上で展開した動物愛護キャンペーン等が「外圧」として作用したことや、防止会の活動を担ったのが、発起人の一人を中心とする宗教性の薄いグループや、超宗派的な合理的信仰を持つグループであったことが指摘される。³⁾

また動物虐待防止会は一九〇八年に動物愛護会へと改名され、一般にはこの改名が動物愛護というフレーズの由来とされる。この改名は、日本においてなぜ英米で一般的な「動物虐待防止」(prevention of cruelty to animals)ではなく「動物愛護」という言葉が定着することになるのかを検討するうえで重要な出来事である。前述の伊勢田は、この改名は「動物虐待会」といった呼び間違いを防止するためだけでなく、運動を子どもにも広げていくために、虐待を防止するという否定的な運動から、動物を愛護するという肯定的な運動への転換が行われた可能性があることを指摘している。⁴⁾

一九一四年には、新渡戸稲造夫人の万里子(旧名メアリー・エルキントン)や、アメリカ大使館武官夫人のフランセス・バーネットらによって日本人道会が成立する。同会は動物愛護会の活動に満足しなかった在留欧米人女性たちによる運動と理解される。⁵⁾ この他にも一九二九年には前述のバーネット夫人や鈴木大拙夫人のベアトリスによって動物愛護のための動物収容施設である動物愛護慈悲園が鎌倉に設けられている。これらの動物愛護関連組織は、独立的に、また協力をしながら動物愛護運動を展開した。

しかし戦前の動物愛護運動は、一九三三年以降、政府が関与した軍用動物の愛護及び慰霊事業が活発に行われる中で求心力を失っていく。⁶⁾ このような経緯により、戦前の団体は戦後に復興することができなかつたとされる。

戦後初めて成立した動物愛護団体は、前述の通り一九四八年設立の社団法人日本動物愛護協会である。協会の成立に関する先行研究で代表的なのは、今川勲による『犬の現代史』(一九九六)である。今川は、終戦直後の東京には、東京都が捕獲犬を大学病院や研究施設に払い下げたことによって、「犬の地獄」と表現されるような実験犬の劣悪な飼育環境が形成されたとしている。そしてこの「犬の地獄」の存在を知ったガスコイン駐日英国大使夫人を含む英国人夫人らのグループが行った、実験用犬の飼育環境改善運動をきっかけとして、平和日本再建のための緊急事業として協会が設立された

と指摘した。⁷⁾

また今川は協会設立翌年にあたる一九四九年時点の役員構成も明らかにしている。総裁に連合国最高司令官夫人のジョン・マッカーサー、会長に駐日英国大使夫人のレディ・ガスコイン、副会長にGHQ 外交局長・対日理事会議長夫人のエディス・シーボルト、ニューヨーク・タイムズ東京支局長夫人のマリアン・パロット、書記長に齋藤弘吉、副書記長に大学教授のジャック・ブリンクリーというように、協会の主要な役職のほとんどを在留英米人有力者の夫人たちが占めていたことを指摘した。⁸⁾ このことから一般に協会は、これらの夫人たちが主導的な立場に立つて設立されたものと理解され、戦後の動物愛護運動は、英米流の動物愛護運動が日本に再導入されたものと考えられている。また協会はその後、一九五六年に外国人グループが独立して日本動物福祉協会を創立し、日本動物愛護協会は日本人によって運営される組織となったとされる。⁹⁾

次に動物愛護運動の周辺に位置するものとして、占領下の特に東京における人と動物の関係について簡単に触れておきたい。例えば終戦時の上野動物園は、戦中の猛獣処分や物資不足によりほとんど動物がいない状態であったが、復員した古賀忠道園長のもと、生体を確保しやすい家畜を導入する。家畜は大きな柵のなかで子どもたちとふれあうことができる「子ども動物園」として展示された。これは「動物愛護心を通じて子どもたちの心を和らげ、動物をいじめ

ない子どもを育てることが平和をつくることにつながる」という古賀の考えに基づくもので、占領下における動物園の正当性を強化することにも寄与した。¹⁰⁾ また動物園と動物愛護の関係については、戦前の動物園が動物愛護団体から批判される対象であったのに対し、戦後は大規模な動物愛護イベントを動物園が実施していくことで急速に結びついていったことが矢野らの研究によって指摘されている。¹¹⁾ また犬については、純血犬が戦前と同様にエリートたちのステータスシンボルとしての役割を果たしていた。一方で一般市民は、戦後十年程度は純血犬を飼うことは到底できず、犬といえば人から貰うか、野犬を拾ってくるかの何れかであるという状況であった。¹²⁾

協会が設立した占領下という時代は、一般市民が当たり前のようにペットを家族だと言うような時代にはまだほど遠く、しかし動物園では動物園と子どもとの繋がりが動物愛護と平和によって強化されていく、という時代であった。

論文の構成

本稿の構成は次の通りである。第一章では協会成立史における事実関係の整理を行う。協会が設立時に作成した公的な記録を用いて、設立過程、会員構成、設立者の背景を確認し、また協会によってコントロールされていないGHQ 獣医課が作成した資料を用いて、協会側資料との比較検討を行う。ここでは戦前と戦後では動物愛護運

動を担った組織が異なるという歴史的経緯があることから、協会と戦前の団体との繋がりについても分析を行いたい。また協会設立後の組織構成の変化についても触れる。

続く第二章では、協会の設立趣意書や協会の事業方針、事業計画といった協会作成資料、また関係者の手記の分析から、一九四八年という戦後混乱期に動物愛護運動を展開する理由がどのように説明されていたのか検証し、協会の成立が戦後動物愛護思想史の中でどのように評価することができるものであるのか検討する。

本稿で用いる協会作成資料の多くは、一九五五年に財団法人へと改組し、二〇一二年には公益財団法人へと改組して現在も活動を続ける、日本動物愛護協会に保存されている未刊行資料であり、本研究は同協会の調査協力によって実現したものである。未刊行資料であるため、特に重要なものは本稿末に添付資料として掲載した。

第一章 協会の成立過程

一 協会内部資料に見る設立過程

第一章では、協会の成立史における事実関係を整理していく。第一節では協会が設立時に作成した公的な資料から、設立過程、会員

構成、設立者の背景を確認する。第二節では協会によってコントロールされていない資料からも成立史を検討するために、GHQ獣医課が作成した資料から設立過程を確認し、第三節で協会側資料との比較分析を行う。

まずは、協会が設立時に作成した内部資料の概要について触れておこう。

公益財団法人日本動物愛護協会が所蔵する『昭和二十三年五月 社団法人日本動物愛護協会設立申請書』²⁵（以下、『設立申請書』）は、協会が任意団体から社団法人へと法人化する際、東京都に提出するために作成された「社団法人設立許可申請書」（以下、「申請書」）の写しと考えられる書類を中心とする未刊行内部資料である。収録されている書類は、「申請書」や申請書の添付書類の他に、設立後に作成された資料、例えば「認可書」といった東京都作成資料や、事務所の契約に関する書類や書簡、「定款変更に関する申請書」などである。これらの書類のほとんどには発行年が記されており、それらは一九四八年から一九五二年であった。そのため表書きには『設立申請書』と書かれているものの、実際のところは重要な書類をまとめて綴じた資料と考えるのが自然だろう。

本節で主に見ていくのは、「申請書」²⁶とその添付資料の一部である。添付資料は定款、社員名簿、財産目録、事業計画、設立趣意書、設立総会の決議録謄本、従来の事業の概要書等十点であった。これ

らの作成時期は設立を申請した一九四八年五月以前と考えられる。

「現在迄ノ事業概要」

これらの書類の中で、協会が設立に至るまでの経過が記録されているのが、「従来の事業の概要書」である。「現在迄ノ事業概要」（以下、「概要」）である。「概要」は、協会の設立過程と設立以前に行つた事業等が簡易に報告されているB5版二頁の書類であり、協会による設立過程の公式記録と言つてもいいだろう。まずはこの書類から、協会がどのような経緯で、どのような人々が関わるることによつて設立されたのかを確認していきたい。

書類で最初に報告されているのは、次の二日間の出来事である。

昭和二十二年六月二十日GHQ公衆衛生福祉部獣医課長デイクソン大佐ニ中島基熊氏招致サレ動物虐待防止会設立ニツイテ懇
憑ヲ受ケル

昭和二十二年六月二十一日、中島氏ハ瓜生靖氏同伴デイクソン大佐訪問種々懇談シテ督励ヲ受ク¹⁵

デイクソン大佐 (Colonel Oness H. Dixon) は、GHQの獣医療部門である公衆衛生福祉局 (Public Health and Welfare Section) 獣医課 (Veterinary Affairs Division) のトップであった。彼の下では、獣医師の

資格基準や獣医学教育の改革、肉や生鮮食品を獣医師が検査するための技術や規範の導入が行われたと考えられている。¹⁶

そのデイクソンが呼び出したのが、社団法人日本シエパード犬協会の副会長であった中島基熊と、中部日本新聞社で渉外部長を務めていた瓜生靖であった。引用文では、「懇憑」、「督励」という言葉が用いられている。明確な指示や命令ではなかったようであるが、当時の社会状況を考えれば断ることができるとはなかったであろう。またここで設立を勧められたのは「動物愛護」協会ではなく「動物虐待防止」会であるとされる。

「概要」は、デイクソンの勧めから約二ヶ月後の一九四七年八月三十日、創立総会が開催されたと報告している。議事に関する記述はないが、協会の前身となる任意団体はこの日に創立したと考えられる。総会の参加者は、上野動物園園長の古賀忠通、鳥類学者で元公爵の鷹司信輔、日本野鳥の会創立者で天台宗僧侶でもあった中西悟堂、仏教学者の友松円諦の他二十数名であり、これ以降数十回の会合が重ねられたと報告している。¹⁷ 創立総会に戦前の動物愛護運動に深く関与した仏教界からの参加があった点は特筆すべきだろう。

会合が重ねられる間、いくつかの事業を行ったことが報告されている。瓜生はニューヨーク・タイムズ東京支局長夫人のパロット (Marian Parout) を三河島や江東の馬方厩舎へ案内し、パロットによる「愛護指導」¹⁸ が行われたとしている。一方では東京都衛生課が行

う狂犬病予防注射や野犬捕獲業務を視察、GHQと野犬狩りに関して協議を行ったことが報告されている。¹⁹⁾

またこの時期に主に愛犬家を対象として会員集めも行われ、中島が副会長を務める日本シェパード犬協会が北海道、千葉、東京などで開いたシェパード犬の展覧会で協会の宣伝が行われたほか、全国の愛犬家に「檄を飛ばし」て代表者としての参加を呼びかけた。また一方では競馬協会や馬術連盟、農林畜産課などを訪問し宣伝すると共に協力を求めたことが報告されている。²⁰⁾

一九四八年一月八日には設立総会が開かれた。「申請書」の添付資料の一つ、「社団法人日本動物愛護協会設立総会決議録」によれば、この総会で定款と役員が正式に決定された。定款は会名も定め、「日本動物愛護協会」（略称JSPCA）となった。²¹⁾ 当時の会員数は、名誉会員、設立者を含めて二五二名であった。設立委員長の中島が開会を宣言した後、瓜生を議長に選出し議事が進められ、役員には設立者の日本人八名が就任した。理事に中島基熊、園江稔、瓜生靖、松平守弘、栗林友二、監事に齊藤省三、評議員に大川義雄、門井鍋四朗という顔ぶれであった。²²⁾ 設立者の背景は本節末で詳しく見る。

また一九四八年一月には、軍を除隊したデイクソンと後任のスコーション少佐 (Lieutenant Colonel Marion W. Southorn) のために「歓送就任祝の会」が協会によって催されている。²³⁾

この後、日本動物愛護協会は中島を設立者総代として一九四八年

五月十五日付で社団法人の設立を申請し、五月二十二日付で東京都知事より設立の許可を得た。²⁴⁾

「概要」は署名も作成日の記述もないが、設立総会の記述があることから、一月八日から法人の設立を申請する五月十五日の間に作成されたものと推定できる。

ここまで主として「概要」から、協会の設立過程を見てきた。「概要」を見る限りでは、協会の設立が英米人有力者の夫人たちによるものではなかったことは明らかだろう。「概要」には、後に協会の会長、副会長となるガスコイン夫人、シーボルト夫人の名前はあげられておらず、パロット夫人の名前も中心人物としてあげられているものではない。

むしろ「概要」には、英米人が影響力を発揮したような記述は、デイクソンからの勧めの他には残されていない。そのため「概要」を信頼する限りでは、協会はGHQ獣医課長からの強い勧めを受けた中島と瓜生が中心となり、英米人ではなく日本人が主体となって設立されたものと考えられる。

設立時の会員構成

では設立当時の協会は、どのような人々によって構成されていたのだろうか。協会の会員は、名誉会員、賛助会員、正会員に区別される。設立時の名誉会員は、設立者が全員日本人であったのに対し

て、英米人六人によって構成される。「設立申請書」に添付された「社員名簿」から、六人の氏名とそれに添えられた肩書を引用する。名誉会員は、協会の定款において「本会の名誉として理事会の推薦せるもの」と定められている。

レデー・ガスコイン (英国大使夫人)

リンゼイ・パロット夫人 (ニューヨークタイムス東京支局長夫人)

ウイアー・レッドマン夫人 (英国大使館情報教育部長夫人)

ワネス・デイクソン大佐 (連合軍総司令部前獣医課長)

ジョン・R・プリンクリー少佐 (英国検事団員、東京軍事裁判

所勤務)

ムメ・プリンクリー夫人 (右夫人)

ガスコイン夫人 (Lady Lorna Priscilla Gascoigne) は、正確には英国渉外事務所首席であるサー・アルヴァリ・ガスコイン (Sir Alvary Douglas Frederick Gascoigne) の妻である。夫人はサー (Sir) の称号を持つガスコインの妻であるから、レデー (Lady) の敬称をつけて呼ばれる。夫人は後に協会の会長になる人物であるが、「概要」では夫人に関する記述は確認できなかった。しかし名誉会員の筆頭であるということは、夫人も協会に設立以前から何らかの形で関与していた可能

性が高いだろう。

パロット夫人は後に協会の副会長に就任する人物であるが、設立当時は名誉会員の一人であった。前述のように設立以前から協会の一員として活動を行っていたようである。

レッドマン夫人は英国大使館員の夫人であり、デイクソンは瓜生らを招致した当時のGHQ獣医課長である。ジョン・R・プリンクリー少佐は、「はじめに」で触れた協会の副書記長となるジャック・プリンクリー (Jack Ronald Brinkley) と同一人物である。プリンクリーは日本生まれのイギリス人で、父は『ジャパン・ウィークリー・メール』紙の経営者兼主筆であったフランシス・プリンクリー (Francis Brinkley)、母は水戸藩士の娘の田中安子である。日本での生活歴も長く、夫人のムメは日本人である。このように名誉会員は英米人によって構成され、六人の内三人は後に協会の役員となる人物であった。

これに対し、賛助会員は前述の八人の日本人設立者によって構成される。賛助会員は定款で「一時金壹万円以上を納付せるもの」と定められる。

正会員は定款で「年額百二十円を納付せるもの」と定められる。「社員名簿」を調査した結果、全三三八人の内、外国人名と分かる名前は一つのみであった。また会員の分布は、北は北海道から南は鹿児島県まで、四十一都道府県にまたがることがわかった。これは

全国の愛犬家の代表者に対して会員になるよう呼びかけた結果であるだろう。

このように設立時の協会は、名誉会員の六人の他はほぼ完全に日本人によって構成されていたことが明らかとなった。このことから協会は、英米人が名誉会員として後援する中、日本人によって運営されることを想定した組織として設立されたと言える。

設立者の背景

では設立者たちはどのような人物であり、なぜ協会の設立者となったのだろうか。協会の設立者は、設立者総代を努めた中島基熊を筆頭に、園江稔、瓜生靖、松平守弘、栗林友二、齊藤省三、大川義雄、門井鍋四郎であった。

中島基熊は、一九四八年当時、日本シエパード犬協会の副会長を務めていた。中島は日本シエパード犬協会の前身である日本シエパード犬倶楽部を一九二八年に創立した創立者の一人である。また中島は、軍関係者等によって構成される帝国軍用犬協会からの再三の合併交渉に抵抗し、同好会的な日本シエパード倶楽部を守ろうとした人物であったともされる。³²一九三六年には『シエパード犬の飼ひ方』³³という著作も出版しており、日本におけるシエパード犬の權威の一人であった。これは、日本畜犬界の權威の一人であったと言い換えることもできるだろう。つまり中島は、戦前から畜犬団体を

立ち上げ、運営してきた経験が豊富にあり、畜犬界での知名度も高かった人物と言える。

園江稔の本業は、齒科医師である。動物との関わりという点では、後に協会の役員となる斎藤弘吉が深く関与する日本犬保存会の会員であり、一九四〇年には動物学者である平岩米吉が主催する『動物文学』に日本犬に関する調査報告を掲載している。同誌上で園江は、多数の動物を飼育しており、犬だけで十八頭を飼育していると紹介されている。³⁴ 相当な動物好きであり、また裕福な人物であったようだ。

瓜生は当時、中部日本新聞社の渉外部長を務めていた。瓜生は英国の大学を卒業し、その後同校の講師となり仏教を教え、また駐日英国大使館に関する仕事をした経験を持っていた。³⁵ つまり瓜生は、戦前の動物愛護運動との関連性が強い仏教、また戦後の動物愛護運動との関連性が強い英国との繋がりを持つ人物であったと言える。既に述べたように瓜生については協会の活動に関与した記録が比較的多く残されている。

栗林、大川、門井は、何れも実業家であり、また名の知れた馬主でもあった。戦後の競馬界で愛馬が活躍した栗林は「ミスター・ケイバ」³⁶とも呼ばれた。大川は戦前に大川時代と呼ばれる一時代を築き、³⁷ 門井は一九四八年十二月設立の東京馬主協会の設立に参画した。³⁸ このように三人は、戦前あるいは戦後の日本競馬界において活躍し

た人物であった。いっぽう松平は高松松平家に連なる一人で、伯父に東京競馬倶楽部で一九一四年から一九一五年、一九二七年から一九三七年にかけて会長を務めた松平頼壽を持つなど、競馬界との繋がりがあってもおかしくない人物であった。

齊藤は水道工事を手掛ける齊藤商店の店主であったが、一九四七年十二月二十四日に任意団体として発足し、翌一九四八年十一月一日に財団法人となった東京動物園協会の創立者の一人でもあった。他の創立者は、愛護協会の創立総会の参加者としても名前があげられた上野動物園園長の古賀と、古賀の同志である中村舜三である。東京動物園協会は、動物園事業をサポートすること、動物愛護事業を行うことを目的に掲げる団体であった。⁴⁰ さらに同会の設立趣意書では、「動物に親しみ、動物愛護の心を養う」ことができる良い動物園をつくることは、「国家再建に奉仕できる愉快な事業」であるとして、一九四七年当時に動物園を補助する協会を立ち上げる理由が、動物愛護によつて説明されている。⁴¹ このことから齊藤は、動物園との繋がりが強い人物であり、なおかつ動物愛護への理解もある人物であったと言える。⁴²

ここまで設立者のプロフィールについて検討を行ってきた。全体を通して見ると設立者達が関心を寄せる動物は、シエパード等の猟犬や純血犬、競走馬、動物園動物であったことがわかる。また一方で動物愛護運動との繋がりを見出すことはできたのは、瓜生と齊藤

のみであった。さらに、伊勢田によれば、これら八人の設立者が戦前の運動に関与した記録は確認されていないという。⁴³

二 GHQ 獣医課内部資料に見る成立過程

前節では協会が、名誉会員の他はほぼ完全に日本人によつて構成されていたこと等を確認したが、未だ協会の成立史を十分に説明することはできなかった。そこで本節では、設立に関与したGHQ 獣医課が作成した内部文書である覚書を用いて、協会の設立過程を協会の外側の視点から検証する。覚書に記録された設立過程は、設立のきっかけや関与した人々など、多くの点において協会側の記録と異なるものであった。

まずは本節で用いる覚書の概要に触れておきたい。米国立公文書館が原資料を所蔵し国立国会図書館憲政資料室がマイクロフィッシュを所蔵する連合国最高司令官総司令部文書のうち、公衆衛生福祉局文書に、『日本動物愛護協会』*Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)* という資料がある。この資料は、一九四七年六月から一九五〇年八月にかけてのGHQ 獣医課と協会関係者との交渉や報告が記録された覚書を中心とするものである。⁴⁴ この内、設立過程に関わる覚書、つまり協会設立以前に作成された覚書は四点であった。これらはGHQ 獣医課長ディクソンの名前で作成されたものである。

ディクソン獣医課長の演説

収録されている覚書で最も古いものは、一九四七年六月二十四日付けで作成された「動物慰霊式での演説」(Address Delivered at Animal Memorial Service⁽⁴⁸⁾)である。この覚書はGHQ獣医課長ディクソンの名前で行われた演説が記録されたものである。演説が行われたのは、六月二十三日に東京獣医学校(Tokyo Veterinary College)で催された動物慰霊式であった。演説では、動物虐待防止協会(The Society for Prevention of Cruelty to Animals: SPCA)の復興(revival)計画があることが述べられている。ここでいう動物虐待防止協会(以下、SPCA)とは、「動物虐待防止会」や「日本人道会」といった特定の組織を指す言葉ではなく、「動物の虐待防止を目的に活動する団体」といった使われ方をしているようである。SPCAは戦前の日本に存在した非常に価値のある組織であり、「心ない人から私たちの無防備な動物の友人を守るプロテクターとして機能する」と述べ、式典の参加者であった東京獣医学校の教員や学生、関係者などに対して、復興計画への支援を求めたのである。⁽⁴⁹⁾同様の演説は一九四七年七月十四日に日比谷で行われた人と動物のための仏式の追悼式典でも行われている。⁽⁵⁰⁾

これらの演説からは、GHQ獣医課がSPCAを復興させる計画を持っていたか、あるいはGHQ獣医課でない誰かによる計画を把握していたことが推測できる。

GHQ獣医課による非公式招致

そのGHQ獣医課が把握していた復興計画を記録した覚書が、一九四七年七月二十五日付けの覚書「日本動物愛護協会」⁽⁵¹⁾である。この覚書は、獣医課が参謀第一部(G-1)からの要請に応じて提供した、日本のSPCAに関する情報が記録されたものであり、獣医課が戦前の動物愛護運動をどのように理解していたか、また獣医課が把握していた戦後の動物愛護運動の萌芽がどのようなものであるのかということが、延べ三頁にわたって記録されている。

まず、戦前の日本には、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸にそれぞれ独立した組織としてSPCAが存在していたとしている。しかしこれらの組織は犬の飼育を贅沢だとする日本政府による一九四〇年の決定を受け入れなかったために、社会的信頼を失い、その結果実質的に機能を停止したとしている。そのために日本には、一九四一年頃以降、SPCAは存在していないとされている、と本記録にはみえる。⁽⁵²⁾つまり獣医課は、戦後の日本社会にはSPCAは存在していない、という理解のもとで、その復興計画を進めようとしていたと考えられる。

これに続けて覚書では、SPCAの復興に興味があるとみられる人物として、以下の八人の名前を記している。獣医課はこれらの人物を非公式に招致し、復興の機は熟したことから、獣医課が計画を支援することを伝えている。⁽⁵³⁾なお和訳にあたり個人・団体名を特定でき

なかつたものについてはカタカナで表記した。

- (1) Mr Y. WURU, Chief Foreign Editor, CHUBU NIPPON SHINBUN, a director of the old society and very active in humane activities. Has been working toward re-establishment of the society for some time.
 - (2) Major & Mrs J. R. Brinkley, International Prosecution Section, (Great Britain), English Buddhist born in Japan. Very active in humane activities and especially desirous of re-establishing the society.
 - (3) Mrs Lindsey Parrott, wife of the N.Y. Times Bureau chief and known as Tokyo's one-woman SPCA.
 - (4) Mrs TOSHIKO MATSUDAIRA, Director, International House, Inc.
 - (5) Dr. T. KOGA, Director, Ueno Zoological Garden, Ueno Park, Tokyo.
 - (6) Dr. M. NAKAMURA, President, AZABU Veterinary College, Tokyo. Very active in the old society.
 - (7) Mr M. NAKAJIMA, Vice-President and actual head of the Japan German Shepherd Club (J.S.V.).⁽¹⁵⁾
- (一) 瓜生 靖、中部日本新聞社渉外部長、古い協会の理事、動物愛護運動に非常に積極的。協会の再設立のためにしばらく活動を行ってきた。

(二) J・R・ブリンクリーとその妻、国際検察局、(英国)、日本生まれの英国人仏教徒。動物愛護運動に非常に積極的であり、協会の再設立を特に望んでいる。

(三) リンゼイ・パロット夫人、ニューヨーク・タイムズ支局長夫人であり東京の一人 SPCA 夫人として知られている。

(四) マツダイラトシコ、理事、インターナショナルハウス。

(五) 古賀忠道、上野動物園園長、上野公園、東京。

(六) 中村道三郎、麻布獣医畜産専門学校校長、東京。古い協会で非常に積極的であつた。

(七) 中島基熊、日本シェパード犬協会の副会長であり実質的
代表。

まず挙げられているのは、協会の設立者の一人である瓜生である。コメントとして、戦前の動物愛護団体で理事を務めていたと記されている。さらに、動物愛護運動と思われる人道的活動 (humane activities) を活発に行い、しばらくの間、団体の再建のために取り組んできたと記されている。さらに覚書の中には、「Mr WURU is the guiding spirit in this undertaking (瓜生はこの事業の指導者である⁽¹⁵⁾)」との記述もある。

ブリンクリー夫妻も瓜生と同様に、人道的活動を活発に行っていることが記され、さらに団体の再建をとくに望んでいるとも記され

ている。

パロット夫人は、「Known as Tokyo's one-woman SPCA」つまり一人でSPCA並のことをやっつてのける女性として知られているとある。

マツダイラトシコは、松平俊子であった可能性が高いと考えている。松平俊子は協会の設立者の一人松平守弘の母であり、設立総会においては議長に決議録署名者に指名され、決議録に署名が残されている。⁵⁶⁾

中村道三郎は麻布大学の前身である麻布獣医畜産専門学校の教頭であり、⁵⁷⁾瓜生と同様に戦前の団体で活発に活動していたとある。中村は前述の伊勢田による研究で日本人道会の関係者であったことが指摘されている。⁵⁸⁾また前述の古賀、中島も獣医課に招致された人物として記載されている。⁵⁹⁾

獣医課はこれら八人を招致し、協会の設立をサポートすることを伝達したのである。注目すべきは八人中五人に、動物愛護に関するコメントが添えられている点である。瓜生と中村の二人は、戦前の動物愛護運動に関与していると記述されている。特に瓜生はこの事業の指導者とも表現され、古い協会の理事との記述もある。これは協会が人の面では戦前の動物愛護団体と繋がることを示す重要な記述である。またプリンクラー夫妻、パロット夫人の三人についても活動を行っている」と記述されている。

さらに招致の場では新しい団体の活動内容についても話し合いが行われ、新しい団体が果たす機能は戦前の団体と同じであるとされた。⁶⁰⁾

獣医課が瓜生らを招致した日付は不明であるが、前述したように六月二十三日にSPCAの復興計画があることが演説で公表されているため、それ以前と考えるのが自然だろう。

これらのことからGHQ獣医課が作成した覚書を見る限りでは、協会は瓜生を中心とする八人の人々によって企画され、GHQ獣医課は彼らを非公式に招致し、計画への支援を伝えていたと考えられる。さらに八人の内の二人は戦前の動物愛護団体の関係者であり、また獣医課は新しい協会の事業が戦前の動物愛護団体と同様のものであると考えていたことも明らかとなった。既存の通説とは異なり、協会の設立は、戦前の団体と人の面でも事業の面でも繋がっていた運動であったと考えられるのである。

しかしながらこの「まず瓜生らの計画があった」という見方は、協作成資料から得られた「まず獣医課の勧めがあった」という見方とは異なるものである。この食い違いはどのように説明することができるだろうか。

動物虐待防止会議

協会側資料と獣医課側資料の違いについて考える前に、獣医課が

協会設立以前に作成した最後の覚書である「動物虐待防止会議」(Conference on Prevention of Cruelty to Animals)を見ておきたい。この覚書は一九四七年十一月二十六日付けで作成された。

協会が設立以前にGHQと野犬狩りに関して協議を行っていたとみられることは前節で見た「概要」から確認したが、この覚書は、まさに協会とGHQ獣医課、さらに厚生省の代表者が野犬狩りに関して協議を行っていた、という事実を示すものである。

覚書は一九四七年十一月二十四日に、厚生省と協会の代表者による会議があったと報告している。出席者は、厚生省からは狂犬病予防を担当するキヌガワという医師、協会からは、瓜生等の四名が参加したと記載されている。⁽⁶⁾ 会議の目的は、一九四八年の狂犬病予防や野犬狩りのプログラムに虐待防止ルール (anti-cruelty rules) を盛り込むために、厚生省にそのルールを提示することであったと説明されている。

提示されたルールの多くは、野犬ではなく飼犬の取扱いについて言及したものであった。犬を放し飼いで飼うことも珍しくなかった。当時は、野犬狩りに飼犬が巻き込まれることも珍しくなかった。そのため野犬狩り実施日を予告すること、ペットと判明した犬は捕獲しないこと、誤って捕獲されたペットは返還すること、所有者に返還の機会を与えるため捕獲犬は十日間収容すること、捕獲犬には食事・水・快適な犬房を提供すること、捕獲時には残酷な方法を回避

すること等が提示された。⁽⁶⁾

しかしこれらのルールが実際の捕獲業務に適応されたかどうかは確認できていない。本稿にとって重要な点は、協会とGHQによる野犬狩りに関する協議という協会側資料に記録されていた事項が、GHQ獣医課が作成した資料によっても裏付けられたという点である。協会と獣医課は、協会という一つの組織の設立過程について記録しているのであるから、この野犬狩りに関する協議の記録のように、双方の資料は本来、互いの資料を裏付け合う、あるいは補完し合う関係になるのが自然である。しかし実際にはGHQ側と協会が残した記録は多くの点で異なっている。

三 協会成立史の再検討

設立過程の再検討

ここで第一章の最後に、第一節、第二節で見てきた、協会の成立過程の再検討に踏み込みたい。

これまでに述べてきたように、協会側資料と獣医課側資料から考えられる協会の設立過程は異なっている。記録された人名や組織名の一致から、双方の資料が同一の協会の設立過程について記録したものであることは明らかであるが、この野犬に関する協議のように、双方の記録の記述が一致するような事例は他に見つかっていない。当然、協会の設立のために最初に動いたのは誰であったのかという

点についても、双方の資料から読み取れる見解は異なっている。この違いはどのように説明することができるだろうか。

単純な理由としては、協会の作成資料は公的なものであるため、覚書に記載のある非公式の招致は記載しなかった可能性が考えられる。しかし公式な招致ではないからといって、秘密裏に行われたとは考えにくく、非公式であるから記載しなかったという説明だけでは不十分である。

別の可能性としては、本来補完し合う関係になるはずのものがそうならないという事実から、これらの記録は何らかの意図が加えられたものではなかったか、との推測も可能となる。

しかし、獣医課の覚書は、GHQ内部の非公開資料であり、また獣医課にとつては特別重要な書類であったとは考えにくい。そのため何らかの意図を推察することは困難である。一方で協会の「概要」は、一般に公開されるものではないものの協会の設立を都に申請する公的な書類に添付されたものであり、また後々まで保存される重要な書類の一部である。そこでの記述は、協会の成立史における公式資料として扱われるため、協会にとつて「概要」の重要度は高いものであったと言える。

そこで一つの仮説を提示したい。協会の設立過程については、GHQ獣医課の記録から、英米人を含めた人々による計画がまずあり、獣医課がそれを支援したという経緯を確認することができた。

しかしこれらの経緯は協会側の記録には残されておらず、ここでは英米人が協会の設立に影響力を発揮したとされる記述はごくわずかなものであった。また協会の記録を見ると、設立時の協会はほぼ日本人によつて構成されており、英米人は名誉会員に名を連ねるに留まっていたことも確認できた。したがつて、協会が設立に至るまでの何れかの時点で、協会は日本人によつて構成され、日本人が運営する組織として設立するという決定が行われたものと解釈することができ、そのため「概要」は、英米人が協会の設立過程に関与していたとする記述を、意図的に排除した資料であったのではという仮説を立てることができる。協会が日本人組織として設立されたということを印象付けるためには、英米人を含む人々による計画が存在した事実や、それらの人々がGHQ獣医課に招致された事実は不都合であったと考えられる。

以上の推測はなお仮説の域を出るものではなく、現在のところはつきりしたことはわからない。しかしながら少なくとも、協会は戦前の動物愛護団体の理事であった瓜生が指導的立場に立ち、英米人も含む動物愛護に強い関心を持つ八人によつて企画され、GHQ獣医課が彼らの計画に支援を表明することを一つのきっかけとして設立されたものと推測できる。ところが設立過程において協会は日本人により構成される組織として設立されることになり、そのため英米人は基本的に名誉会員として名を連ねるにとどまっていたと

考えられる。また協会の設立には畜犬、動物園、馬主、仏教、GHQ獣医課、英米人夫人たちというように、様々な立場の人々が関与していた。そのため協会の設立は、これらの人々の多様な思惑の一つの結節点として捉えるべきでもあろう。

英米人中心の組織へ

こうした経緯があつたにもかかわらず、協会は、ほどなく、先述したような著名な英米人夫人たちが要職を務める組織へと変化していく。

設立後しばらく空席であつた会長、副会長が決まるのは、一九四八年十二月十日である。同日に行われた協会の特臨総会において、ガスコイン夫人、シーボルト夫人、パロット夫人、ジャック・グリーンクリー、ブライアン・ピカナンの五人の英米人と、後に協会のリーダーとなる斎藤弘吉の六人が新たに役員に就任し、同日ガスコイン夫人が会長に、シーボルト夫人が副会長に就任した。一方で設立者でもあつた中島、園江、栗林の三人が辞任している。占領下の協会において主導的立場に立つことになるガスコイン、パロット、また常務理事として会務を支えていく斎藤が役員に就任したことで、協会の役員構成は設立時のそれとは全く異なつたものとなる。またこの特臨総会時点での会員数は一三四名と、設立時の二五二名から半減に近い数まで減少していた。⁶³ ガスコイン夫人はす

で同年秋には会長に就任し、それ以降英米人の入会者が多数あつたとされるため、⁶⁴ 日本人愛犬家の代表者たちを中心としていた設立時の協会の会員の多くは、この総会に至るまでに協会を離脱していたとも考えられる。

協会はなぜ半年余りでその組織構成を大きく変えたのだろうか。

GHQ獣医課が、協会の設立が認められた三日後にあたる一九四八年五月二十五日付けで作成した覚書には、協会は渋谷で会合を開き、ガスコイン夫人より英国の団体から協会に人を派遣してもらう計画が提案されたとの記録がある。⁶⁵ さらに同年六月二十五日にガスコイン夫人の自宅で開かれた会合の記録からは、夫人の計画が具体的に動き出していることが伺える。夫人は英国で動物治療院事業を展開するPDSA (The People's Dispensary for Sick Animals、英国動物疾病治療民団) から職員を派遣してもらい、協会が開設する動物治療院において診療を行うと共に、英国流のやり方で獣医師を養成する計画を立てていることを報告している。さらに会合の出席者であるBCOF (British Commonwealth Occupation Force、イギリス連邦占領軍) のフィゲス中佐 (Lt. Col. Figgis) は、PDSAから派遣される職員の入国許可証を確保するために、GHQの参謀第一部との交渉に入つたと報告している。⁶⁶ 実際に協会は、先に述べた特臨総会において定款を改正し、従来の定款では事業として定めていなかった動物治療のための病院及び収容所の設立と維持管理を協会の事業と定めた。⁶⁷

そして一九五一年には動物施療院が開院し、PDSAからは駐日英国PDSA施療監督としてプレストン医師が来日、施療病院の院長に就任している。

これらの覚書が示唆するのは、ガスコイン夫人は名誉会員の一人として協会を後援するだけでなく、設立時には既に協会内部において強い影響力を持ち、指導的立場に立つて英国流の動物施療事業を日本に導入しようとしていたということである。

戦前の動物愛護運動においては、日本人道会のバーネット夫人や新渡戸万里子、動物愛護慈悲園に関与したベアトリスといった英米人女性の活躍があったが、彼女たちの関与に共通していたのは、動物の保護活動に力を注いでいた点である。ガスコイン夫人、そしてパロット夫人が志向していたのも、彼女たちと同様に動物（特に犬）の保護や救済であったと考えられる⁽⁶⁸⁾。

ここで設立時の組織構成を思い出してみたい。設立者が関わってきた動物は、純血犬や競走馬、動物園動物であり、会員の多くは全員の愛犬家の代表者であったと考えられる。ところが動物施療事業は、医療費を支払うことができない人々が飼育する犬や猫が中心であり、裕福な人が飼育するような純血犬はメインターゲットにはなり得ない。ガスコイン夫人の台頭によって、協会はもっぱら動物施療事業に力を注ぐことになるが、既に見たようにこの方向性は協会設立直後には明確なものとなっていた。このことから、協会の役

員・会員構成の急激な変化は、動物施療事業の推進という、実際の協会運営に即した形に改められたものだった、という説明ができるだろう。

第二章 協会の理念

一 掲げられた理念

このような主導権争いともとれるような過程を経て成立した協会は、そもそものような理念を掲げて成立したのだろうか。本章では協会が掲げた理念について、設立趣意書や設立時の事業方針に関する記録といった一次資料や、関係者の手記や協会機関誌をもとにして論じる。これにより、協会が掲げた理念が戦後日本における動物愛護思想史においてどのように評価できるものであるのか検討したい。

本節ではまず、「社団法人日本動物愛護協会趣意書」（以下、「趣意書」）から、協会が掲げた理念を確認しておきたい。この「趣意書」は八人の日本人設立者連名によるものであり、一九四八年に東京都に提出された「社団法人設立許可申請書」に添付されたものである。以下に、「趣意書」から、協会の理念に関する文頭、中頃、

文末を抜萃して引用する（全文は本稿末に添付した）。

平和の基盤は愛情に依つて培はれ、それは強者が弱者に発露具現されるところに最も美はしい現れがあります。生きとし生けるものが生あるものに自ら愛情の湧き出づることの禁じられないのはこれが生命の純粋な衝動であり、人間の美はしい本性であるからであります。（中略）

私共はこゝに於て、利害得失等の外的条件に依つて左右することなき動物の愛情を通じ人類の本源の愛情の発露を促し感謝の念を養ふと同時に動物の心情を馴致し生存を保護し繁殖を助長する等その人類に対する貢献をして一層大ならしめ人類も動物も共により幸福なる社会を作る為に米英軍及び有志の指導と後援を得て「日本動物愛護協会」を設立致しました。（中略）

斯くて私どもは世界に於ける動物愛護運動の一翼として人類と動物との結びつきを固くし平和と光明の世界建設の為に努力精進することを念願とする次第です。⁶⁹

右のように協会の設立趣意書は、「平和の基盤は愛情に依つて培はれ」と始まり、「平和と光明の世界建設の為に努力精進」と結ばれている。「平和」が特に強調されており、これは一九四八年という占領下の時代性を写しているだろう。また「米英軍及び有志の指

導と後援を得て」という記述は、英米人が後援する日本人組織として設立しようとしていた協会の実態と合致するが、占領下における日本人と英米人の立場の違いが反映された表現であることは言うまでもない。

このように占領下の社会状況が意識されていた「趣意書」からは、協会は二つの側面から動物愛護運動を行う意義を説明していることがわかる。一つは、動物愛護運動が人に対してどのように作用し、それがどのように社会に貢献するかという側面である。

協会の動物愛護運動によって、人々は「利害得失等の外的条件に依つて左右することなき動物の愛情」に触れることになる。ここで言う「愛情」は、犬が飼主に向けるような、母犬が子犬に向けるような、動物が持つているように見える愛情を指すものと考えられる。動物の愛情に触れた人々は、動物のみならず他者への愛情や感謝の気持ちを養うことができると説明される。これは「趣意書」において「愛情の共感」と表現される。そして平和な社会の基盤は愛情によって培われるものであるから、動物愛護運動は占領下の日本社会で求められている平和な社会を作ることに貢献する意義のある運動であると説明されている。「動物を愛護すること」そのことでは運動の意義は説明されず、動物愛護を通じて人々が愛情や感謝の念を養うことができるということによって、運動の意義も説明される。ここにこの協会の特徴がある。

またもう一方の側面からは、運動が動物に対してどのように作用し、社会に貢献するものであるかという点から、意義が説明されている。協会は動物を慣れさせ、保護し、繁殖を助けることにより、動物がより人間社会に貢献できるようにし、その結果として人も動物も幸福な社会づくりに貢献するとしている。ここでも動物を保護することそのものでは運動の社会的意義は説明されず、動物によって社会が得られる利益を拡大することが強調されている。

このように協会は、平和社会構築への貢献、動物から社会が得られる利益の拡大というこれら二つの側面から、動物愛護運動の社会的意義を説明している。ここには、占領下の日本において国家規模で行われていた平和社会構築への貢献や、未だ人が食べる物すら十分ではなかった当時の食糧事情への配慮が強く意識されていたものと考えられる。

二 協会の事業方針と理念

ここで協会の理念から一度離れて、協会の事業方針がどのようなものであったか確認しておきたい。事業方針とは協会がどのような方法で理念を実現させようとしていたかということであるから、方針を見ることは理念への理解をより深めることにも役立つだろう。

協会の理念が掲げられた「趣意書」では、協会の事業についても次のように第一から第三に分けて説明されている。第一は制度上あ

るいは実際的な方法によって動物虐待を防止し、また物言えぬ動物に代わって生存繁殖に対する障害を除去するとしている。第二は動物飼育者等に対して動物愛護精神を啓蒙すると共に、怠慢や無知による不適切な取扱いや虐待を防止するために注意指導し、また困難等により動物を適正に取り扱うことができない者には援助等を行うとしている。そして第三には、日常的に動物と関わることのない人々に対して、好奇心や無知から悪戯や虐待をすることのないよう、動物に関する知識やその存在意義、また動物が持つ愛情について宣伝し人類愛を感じさせるとしている。^⑩

また協会の最も基本的な規則である定款においても、第四条において九つの事業を行うことが規定されている。ここでは動物愛護思想の普及徹底はもちろん、幼児児童への動物愛護精神の養成や、飼育者その他への動物愛護精神の涵養、また動物の正しい取扱い方法の研究指導等が規定されている。だがこれに反して、協会が主体的に動物を保護したり治療をしたりする事業は、設立時の定款には明確には定められていない。^⑪

これらの事業方針に著しい特徴は、事業の対象が動物でなく、あくまでも人であるという点に認められよう。直接的に動物を対象とする解釈できる事業は、「趣意書」の第一で述べられる動物虐待防止事業であるが、これについても対象となるのは動物という以上に、その動物に関わる人であるだろう。このことから設立時の協会

は、人に対する普及啓発事業に特化した組織として設立されたものと考えられる。

そして協会が行う普及啓発事業は、動物愛護思想のみを普及させるのではなく、「愛護思想」と「動物との適正な関わり方に関する知識」とを共に普及させることを目指していた。これは無知による不適切な取扱いや虐待を防止するためであった。つまり協会は動物に愛情を持つて接することだけでは動物愛護は実現されず、知識に基づく適切な取扱いや飼育がなされて初めて動物愛護が実現されるといった動物愛護思想のもとに設立されたと考えられるのである。

ここまで見てくると、協会が「趣意書」で掲げた二つ目の意義、動物により人間社会が得られる利益の拡大、そしてそれによる人も動物な幸せな社会作りへの貢献という理念は、ただ当時の食料事情に配慮したものであったというだけでは、その意図を十分に説明できていないことが明らかだろう。この理念は、①知識に基づいて適切に飼育されることは動物にとって幸せなことであり、②その結果として人間社会が得ることができる利益は拡大し、③そうすることでも人も動物も幸せな社会が実現されるのだ、と要約できる。ここから見ると、協会の趣意書は、「動物愛護」という概念を、動物も人も共に幸せにするものとして社会に示したものであったと言える。

三 第二次大戦と動物愛護

これまで協会が設立時に作成した公的資料から協会の理念について論じてきたが、次に協会成立後に関係者が発表した手記から協会の理念を検討してみたい。協会の成立は多様な思惑の結節点と考えられるが、その思惑とは具体的にどのようなものであったのだろうか。以下では、協会の理念を形作る思惑の一つとしてジャック・ブリンクリーの動物愛護論を取り上げる。

ジャック・ブリンクリーは一九四七年に協会の復興を計画していた人物の一人であり、一九四八年の設立時には名誉会員、一九四九年には協会の理事に就任する。彼は自身の動物愛護運動についていくつかの手記を発表しているが、その中の一つ、協会の理事であった一九四九年三月に刊行された『ドッグ・ジャーナル』誌上では、「動物愛護の精神」と題して、戦争と動物愛護運動と平和の関係について自身の見解を述べている。ここではブリンクリーの手記から、協会の理念に平和が強調される背景について検討してみたい。

先述の通り、ブリンクリーは日本生まれの英国人で、父は英国人で『ジャパン・ウィークリー・メール』紙の経営者兼主筆のフランシス・ブリンクリー、母は水戸藩士の娘の田中安子である。日本での生活歴も長く、夫人のムメは日本人であった。ブリンクリーは二度の大戦中、英陸軍の一員として日本を離れている。²²⁾ 第二次大戦中、

プリンクリーはインドで軍務に就いていたが、日本軍が占領地で行った残虐行為の噂を度々耳にすることになる。プリンクリーはその噂を否定しようとするが、明確な証拠も伝えられたために噂を事実と認める他はなかった。そこでプリンクリーは次のようなことを考えたと記している。

日本の子供達の遊びの中に、私は度々見かけたのであるが、蜻蛉の尻尾を切つて放したり、蝶の羽根をむしつて遊んだり、捨て子猫に石を投げつけて遊んだり、そんな惨虐を平気で行つてゐる。それを見て制止する親達もあまりない。別に大した惨虐とも思はないのであらう。(中略)

これだなと私は思つたのである。少年時代に味はつた嗜虐性が戦争といふ血なまぐさい雰囲気の中に、再びめざめて来たのではないだらうか。一人々々つきあつては、善良この上もない日本人が、軍といふ団体行動になると、平気で目に余る惨虐をほしいまゝにするとところにも、少年時代の片影がみとめられるやうな気がするそれに違ひないと私は思ひ当つたのであつた。(中略)

私はそこで先づなさなければならぬ仕事を考へた。それは何よりも動物愛護の精神の普及であると思つた。これは決してむづかしい課題ではない。日本人の血の中には、一茎の蔓草、

とるにも足らぬ虫けらにさへ、あわれを抱く感情が流れてゐるのである。この流れを助長することにとめさへすればよいのである。(中略)

動物愛護精神の普及に全力を注ぎ平和な日本の新生に寄与したいと思つてゐる。²⁰⁾

ここでプリンクリーは、日本人の子どもの中に嗜虐性を見出し、それが戦争という「血なまぐさい雰囲気」の中で目覚め、残虐行為を行つてしまつたのではないか、と述べている。だからこそプリンクリーは、動物愛護精神の普及を通じて、「一茎の蔓草、とるにも足らぬ虫けらにさへ、あわれを抱く感情」を助長し、「平和な日本の新生に寄与」したいと、動物愛護精神の普及に取り組んでいく決意を記している。

このプリンクリーの動物愛護論に特徴的なのは、協会が「趣意書」で強調した動物愛護による平和への貢献が、プリンクリー自身の戦時中の体験に基づいて、プリンクリー自身の考えとして語られている点にある。プリンクリーはGHQ獣医課に記録された協会企画者の一人でもあるため、協会が動物愛護による平和への貢献を掲げた背景には、プリンクリーの動物愛護論が影響していた可能性もある。

このプリンクリーの考えが協会内部でどの程度共有されていたの

かについて、協会の成立と同時代の資料から論証することは現在のところできない。しかしブリンクリーと同様に協会企画者の一人であった上野動物園園長の古賀忠道²⁴は、一九七九年の協会機関誌上における座談会において、聞いた話であると前置きをしながらではあるものの、日本軍が行った残虐行為はもともと日本人に残虐性があるからであり、動物愛護による道徳改革を行うという考えのもとで協会は設立されたといった趣旨の発言をしている。²⁵

こうしてみると協会の理念の背景には、ブリンクリーの戦争体験からくる平和や復興への強い願いがあつたとも推定できる。

四 協会内部における相違

しかしブリンクリーの平和への思いも、協会の理念を形成する多様な思いの一つであつたと評価すべきだろう。公平を期すためには、ブリンクリーとは異なる考えを持っていた人々の存在についても触れておく必要がある。

これに関して、協会機関誌『動愛』上に興味深い記事がある。この記事が掲載されたのは一九五四年五月と、協会設立から丸六年の頃、主権回復後ではあつたが、英米人らが日本動物福祉協会として協会から独立する以前であり、ガスコイン夫人も理事は辞任したものの会長職には留まっていたというタイミングである。ガスコイン会長は既に離日していたため、会の実務的な面を取り仕切っていた

のは記事の執筆者でもある斎藤弘吉理事長であつた。斎藤は記事で、協会内部における事業方針に関する見解の相違の経緯とその背景について、次のような見解を述べている。少し長くなるが該当箇所を引用したい。

ここで欧米諸国の団体の立場と我国の当協会等の立場を比較して考えて見ますと、社会的条件、基盤が全く異なりますので、当然事業の重点も異らざるを得ないと思うのであります。即ち先方は幼児の家庭教育から幼稚園、小学校中学校の教育は勿論のこと成人となつての社会教育にまでも国家社会の力により動物愛護の精神がたまねく浸透して居り、しかも動物保護法が施行されて居りますのでその影響は絶大なものであり動物愛護は社会一般の道徳通念になつて居るのであります。このような社会的基盤の上に立つ団体の事業は勢い動物への直接の福祉となるのは当然でありまして、特に貧困者の飼つてる動物の施療等の慈善団体的事業が主となるわけであります。ところが我国のように国家や政府、国会等が動物保護法は勿論のこと動物愛護の精神の普及等に向無関心であり、又、昔のよう²⁶に仏教によつてこの思想の宣伝も力を失つています現在では、先づ一般社会人の啓蒙、児童の教育等を第一に主要の事業として、この上に動物への直接的福祉事業を打ち立てなければならぬ現状と考

えるのであります。従来この基本的相異が仲々外人側役員に理解されず、常に私達と見解の一致を欠きましたため経費の支出が出来ず、この場合事業も創立以来五ヶ年を経ても尚社会一般に認められる成果を挙げ得なかつた次第であります。最近漸く外人側役員も追々と気付かれ賛同を得るようになりましたので、今後従来その必要を痛感しながらも実行し得なかつた教育面の事業も遂行いたしたいと考えて居ります。

この事業の窮極の目的とするところは人心の惨虐性を陶冶して、人類の平和、文化の進展に資するに外ならぬと考えるのであります。幼時に於ける昆虫等による惨虐的嗜好心の満足が長じて成人となつて社会を形成しました時、如何なる社会環境をつくりませうか、考えるだけに恐ろしいことであると存じます。⁷⁶

ここで斎藤は、協会内部において事業方針に関する見解の相違があつたことを打ち明けている。その相違とは、「貧困者の飼つてゐる動物の施療等の慈善団体的事業」と説明される「動物への直接の福祉」事業に重点を置くのか、それとも「一般社会人の啓蒙、児童の教育等」と説明される動物愛護精神の普及事業に重点を置くのかというものであつた。ここでは前者を「動物福祉事業」、後者を「精神普及事業」と呼ぶことにしよう。

引用文中、斎藤は「精神普及事業」に事業の重点を置くべきだと

述べている。斎藤は、欧米では動物愛護精神はひろく様々な機会に社会教育を通じて、既に社会一般の道徳通念にまでなつてているが、日本ではそれを行う組織が乏しいために、まずは「精神普及事業」を主要の事業として、「動物福祉事業」はその上に展開されるべきであるという考えに立脚する。この「精神普及事業」について斎藤は、「人心の惨虐性を陶冶して、人類の平和、文化の進展に資する」とも述べており、この考えは平和な社会を作るために動物愛護精神の普及を目指したブリントリーの考えと同一のものと見ていいだろう。⁷⁷

しかしこの「精神普及事業」を主要事業とすべきという考えは、すでに動物愛護精神が道徳通念にまでなつている欧米諸国の「外人側役員」にはなかなか理解されなかつた。そのために経費の支出ができず、協会は一九五四年時点では、「精神普及事業」で社会に認められるような成果をあげることができていない、と斎藤は述べている。

実際に協会は一九五一年四月に動物施療病院を多額の資金を投じて開院しているが、その一方で機関誌創刊号の発行は主権回復後の一九五三年十二月であり、ここに協会における「動物福祉事業」と「精神普及事業」への力の入れようの違いを見て取ることもできるだろう。

また斎藤は、最近になつて「精神普及事業」が外人側役員にも理解されるようになってきたとも述べているが、これを裏付けるよう

な記事が『動愛』誌上には掲載されている。記事の署名は「会長 L・P ガスコイン」で、動物愛護運動の第一は「社会教育」であると明確に述べ、続いて第二は「動物保護のための立法」、第三は「実際の施療、病獣の手当というような養護の施設」であるとして、齋藤の言う「精神普及事業」の重要性を認めているのである。

この記事は『動愛』一九五四年六月号に「朝の進言」と題して掲載されたもので、同年四月三十日午前六時十五分からNHKラジオ第一で放送されたガスコイン会長の放送を協会の鈴木事務局長が和訳したものとされる。会長は一九五四年三月二十七日から五月二十一日にかけて来日し、会長として一日も休息をとらないほど活動したとされ、その活動の一つが、この放送であったと考えられる。先の齋藤の記事が掲載されたのが五月号であるから、この二つの言説は同時期の言説と見ていいだろう。以下に、会長が第一として述べた「社会教育」に関する記述を引用する。

私は今朝、日本動物愛護協会を中心とする動物愛護運動のお話しをいたしたいと思います。

この運動の第一にめざすところは、一つの社会教育であります。(中略)「動物の」口に出してうつたえられない不足や、苦しみをやさしく思いやる気持、これを人の心のうちに養いそだてるのが動物愛護運動の第一歩なのであります。人間がかの

ような心がまえをもつということは、その結果としては、ただ動物の福祉が増進するということにとどまらぬ深く広い意味があります。それは温かな住みよい人間社会をつくりあげる基礎となり、より幸福なものにする第一歩となるのであります。

人類愛というようなことを説いても、その相手が小さな子供であるような場合には、あまりにも抽象的で、その意味をはつきりくみとれないものであります。しかも「なんにも言えない小さなワンワンやニャーニャをかわいがつて、大切にあげましようね」というような言葉は十分に子供にもわかる言葉であり、また子供自身それを実行して幸福を感じうる言葉なのであります。人間教育は子供を以つてはじめるべきだとするならば、動物愛護の教育は人類愛教育の第一歩といわねばなりません。人を愛する心も、人以外の動物を愛する心も、愛し、いとおしむ心に二つはないからであります。

ここで会長は、非常に平易な言葉で動物愛護による社会教育の意義を説明している。まず会長は、物言えぬ動物を思いやる気持を人々の心に養い育てることは、ただ「動物の福祉が増進」するだけでなく、「温かな住みよい人間社会をつくりあげる基礎」となること、その意義を説明する。さらに、子どもに人類愛を説いても抽象的で理解されないが、「犬や猫をかわいがつて、大切にしましようね」

というような言葉は子どもにも理解でき、なおかつそれを実行することで子どもは幸福を感じることができると、動物愛護による社会教育が子どもにも有効であると説明する。そして「人を愛する心も、ひと以外の動物を愛する心も、愛し、いとおしむ心に二つはない」として、「動物愛護教育は人類愛教育の第一歩」であるとし、その意義を強調する。

この会長の「社会教育」に関する語り口は、斎藤の「精神普及事業」に関するそれと比較すれば、児童に対する動物愛護教育に偏っている印象を受ける。しかしながら会長も「児童教育」ではなく「社会教育」と述べていることから、基本的に斎藤の「精神普及事業」と同様のものと見ていいだろう。このことから協会の事業方針に関する見解の相違は、一九五四年には、「動物愛護による社会教育を第一とする」という設立時の協会が掲げた方針にまつまりつつあったものと考えられる。

しかしながら、ガスコイン会長の発言は、あくまでも協会の会長としての発言であり、本質的には「動物福祉事業」と「精神普及事業」をめぐる見解の相違は解決されたものではなく、一九五六年の日本動物福祉協会の独立やその後の協会運営に尾を引くことになる。しかしこれについて論ずることは、協会の「成立」を論じる本論文のテーマから外れるために、ここでは指摘するに留めておきたい。

おわりに

以上見てきたように、本稿では戦後日本における動物愛護運動をリードしてきた、日本動物愛護協会の成立史に関して、法人設立に至るまでの経過や、設立時に掲げられた協会の動物愛護論、そして設立後に協会内部で起こった事業方針に関する見解の相違といったことについて、協会成立と同時代の資料を用いて論じてきた。

まず協会の設立に関しては、協会は戦前の動物愛護運動関係者を含む英米日本人によつて一九四七年に企画され、その計画をGHQ獣医課が支援することを一つの契機とし、英米人が後援する日本人組織として設立されていたことを明らかにした。

従来、戦後の動物愛護運動と戦前の動物愛護運動との間には断絶があると考えられてきたが、戦前の運動関係者の関与があつたことから、少なくとも人の面では戦後と戦前の運動は一部で繋がつていたものと考えられる。

一方で協会の設立には、占領軍や猟犬、純血犬、動物園、競馬、仏教等に関係する様々な立場の人々が関与しており、多様な思惑の結節点と捉えるべきでもあろう。その結果として協会では、ガスコイン夫人の会長就任以降、動物愛護精神の普及事業を第一と考える斎藤弘吉らと、動物の治療等の事業を推進する英米人役員との間で

事業方針に関する見解の相違が顕在化する。この相違は一九五四年には表面的には解決されるのであるが、そもそもなぜこのように見解の異なる人々が一つの組織に集ったのか、という疑問が残る。

本稿では協会が設立時に掲げた理念の検討も行ってきたが、「趣意書」は、動物愛護精神の普及を中心とする運動によつて平和社会構築に貢献することが協調されたもので、関係者の平和への思いが込められただけでなく、占領下の社会状況が色濃く反映されたものでもあつたことは疑いようがない。

動物愛護精神の普及による平和社会構築への貢献を謳うことは、占領下において動物愛護団体を成立させることに関して、プラスに働く要素であつたであろう。そしてまた、占領軍や英米人の後援を受けることも、同様にプラスに働く要素であつたと考えられる。つまり協会は、占領下であつたからこそ、動物をめぐる多様な思惑の結節点となり得たと考えられるのである。

このように本稿で行つた考察は、日本における動物愛護運動史のみならず動物愛護思想史の展開についても、いくつかの新たな解明をもたらした。

しかし、なお残された課題も多い。動物愛護運動史の観点からは、協会の具体的な活動内容やその意図、効果、そして欧米諸国の団体との比較といったことについて、本稿で取り扱うことはできなかった。また動物愛護思想史の観点からは、資料の少なさから、ガスコ

イン夫人ら協会に関わつた英米人の動物愛護思想を解明することができなかったのが大きな課題として残されている。またこの他にも、占領下、戦前、また諸外国の動物愛護思想との比較も今後の重要な課題である。いつぼうで、これらの課題が残されているということには、動物愛護史研究は、近現代日本における動物に関する制度や法、動物観を、国際的な視野から照射する可能性を持つことを示唆している。本稿における研究がこれらを理解するために少しでも寄与すれば幸いである。

付記：本研究は公益財団法人日本動物愛護協会の調査協力によつて実現したものである。ここに記して改めて御礼申し上げます。

注

* 本論文では、引用文及び参考文献タイトルの旧字体を新字体に改めた。

(1) 法律の立法過程や国会での議論については、青木人志『動物の比較法文化——動物保護法の日欧比較』（有斐閣、二〇〇二年）、二〇四～二一頁、神里彩子「イギリスと日本における動物実験規制——動物観から見た法制度設計」『法の構築Ⅲ 科学技術の発展と法』（東京大学出版会、二〇〇七年）、五九～六〇頁に、動物関連団体による立法運動については宮田勝重「社会現象としての動物愛護法（特集各国のペット法事情）」『法律時報』第七三巻四号（二〇〇一年）、二九～三四頁に詳しい。

(2) 伊勢田哲治「明治期日本の動物愛護運動を生んだ「外庄」——英字新聞の言説分析から」『歴史文獻研究をベースとした日本の動物倫理学の構築研

究』平成十九年度〜平成二十年科学費補助金（基盤研究C）報告書、二〇〇九年、四〜一二頁。

- (3) 伊勢田哲治「明治期動物愛護運動の動機づけはいかなるものであったか——関係者の背景分析を通して」『社会と倫理』第二〇号（記念号、二〇〇六年）、一三九〜一五三頁。この他の動物虐待防止会に関する研究は次の通りである。吉田久一『日本近代仏教社会史研究』吉田久一著、集六川島書店、一九九一年、二二七〜二九頁、（初出、吉田久一『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文堂、一九六四年）。尾崎敬承、榎敬蔵、加藤由子「動物愛護を唱えた人々」『愛玩動物』一九八二年九月号、一〇〜一八頁。今川勲『犬の現代史』現代書館、一九九六年。近森高明「動物愛護の（起源）——明治三〇年代における苦痛への配慮と動物愛護運動」『京都社会学年報』第八号、二〇〇〇年、八一〜九六頁。中村隆文「動物愛護運動のはじまり」、井波律子・井上草一編『表現における越境と混濁』日文研叢書三六、五五〜七六頁、国際日本文化研究センター、二〇〇五年。会田保彦「愛護と福祉」『動物観研究』第二〇号、二〇一五年十二月、五五頁〜五八頁。
- (4) 伊勢田哲治「動物愛護」という概念の成立と「動物愛護」的倫理」『Daily Life』二〇一六年二月二十五日。http://blog.livedoor.jp/seda303/archives/1856196.html。二〇一七年二月二十五日取得。
- (5) 伊勢田哲治「明治期日本の動物愛護運動を生んだ「外圧」、四〜二二頁。今川勲『犬の現代史』、一四〇〜一五五頁。また会田によれば同会は米国の人道協会（Humane Association）の影響を受けた米国流の組織とされる。会田保彦「愛護と福祉」、五五頁〜五八頁。
- (6) 今川勲『犬の現代史』、一六四〜一六七頁。
- (7) 同前、一七三〜一八三頁。今川が、飼育環境改善運動が協会設立のきっかけであるとした論拠は、堀口岩「こんな哀れな犬もいる——実験台の犬の運命」（『愛犬の友』一九五八年十二月号、七四〜七七頁）である。しかし堀口は協会から独立した人々等が設立した日本動物福祉協会の役員とし

て記事を執筆しており、また「やがて協会の結成となり」（七六頁）というようにただ単に「協会」としか書いておらず、協会名を明言していない。そのために改善運動をきっかけとして設立された協会が日本動物愛護協会であるか日本動物福祉協会であるかをこの記事から断定することは難しい。また、協会成立の経緯については佐藤衆介『アニマルウェルフェア——動物の幸せについての科学と倫理』（東京大学出版会、二〇〇五年）、二一九〜二二一頁、石田戢「動物愛護の歴史と現在」（『動物観と表象』ヒトと動物の関係学、第一巻、二〇〇九年）、二九七〜二九八頁、会田保彦「愛護と福祉」、五五頁〜五八頁。等でも触れられている。

- (8) 今川勲『犬の現代史』、一八一〜一八二頁。
- (9) 同前、一九〇〜一九一頁。
- (10) Ian Jared Miller, foreword by Harriet Ritvo, *The Nature of the Beasts: Empire and Exhibition at the Tokyo Imperial Zoo*, Berkeley: University of California Press, 2013, pp. 165-192. 古賀忠道「子供動物園」「動物と動物園」一九八〜二〇一頁（初出、『P・T・A』昭和二十三年五月）。古賀忠道「戦後の世相と動物園」『動物と動物園』、二〇二〜二二一頁、（初出、『旅』昭和二十二年六月）。石田戢、濱野佐代子、花園誠、瀬戸口明久『日本の動物観——人と動物の関係史』東京大学出版会、二〇一三年、二〇九〜二一〇頁。
- (11) 矢野明日香、佐渡友陽一、石田戢「新聞記事に見る第二次世界大戦前後の日本人の動物園観の変化」『動物観研究』第二〇号、二〇一五年、一五〜二六頁。
- (12) アーロン・スキヤブランド『犬の帝国——幕末ニッポンから現代まで』（原題：Empire(s) of Dogs: From Bakumatsu Nippon to the Present）本橋哲也訳、岩波書店、二〇〇九年、一三二〜一三四頁。
- (13) 日本動物愛護協会編『昭和二十三年五月 社団法人日本動物愛護協会設立申請書』日本動物愛護協会、未刊行資料、作成年不明。（公財）日本動物愛護協会所蔵。以降『設立申請書』と表記する。

- (14) 中島基熊「社団法人設立許可申請書」『設立申請書』一九四八年、一〇二頁。年は「設立許可申請書」の作成年である。なお『設立申請書』は頁数が振られていない資料であるため、本論文中で『設立申請書』の頁数について表記する際は、収録されている書類毎に頁数を一から割り振った値を記している。
- (15) 著者不明「現在迄ノ事業概要」『設立申請書』一九四八年、一頁。
- (16) Eiji Takemae, Robert Ricketts, and Sebastian Swann, *Inside GHQ: The Allied Occupation of Japan and Its Legacy*, London: Continuum, 2002, p. 416.
- (17) 著者不明「現在迄ノ事業概要」一頁。
- (18) 同前。
- (19) 同前。
- (20) 同前。GHQとの協議については、「尚瓜生氏が野犬狩ニ関スル規則ヲGHQト協議シテ根本的ニ改善実施シタ（昨年八月十五日ヨリ）」と記述があるが、該当する規則は未だ確認できていない。
- (21) 略称が示すように協会は英名を「Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals: JSPCA（日本動物虐待防止協会）」とし、和名と英名とで意味が異なる名称を持つ。このような名称となった経緯を示す資料は残されていないが、第一章第二節で検討するGHQ獣医課作成文書において、協会設立以前から一貫してJSPCAが協会の名称として用いられていることは無関係ではないだろう。
- (22) 日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会設立總會決議録」『設立申請書』一九四八年、一〇四頁。
- (23) 著者不明「現在迄ノ事業概要」一〇二頁。
- (24) 安井誠一郎「許可書」『設立申請書』一九四八年、二頁。
- (25) 日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会定款」『設立申請書』一九四八年、二頁。
- (26) 日本動物愛護協会「社員名簿」『設立申請書』一九四八年、一頁。
- (27) プリンクリーの名は彼の執筆活動の署名を見てもジャック・プリンクリー、ジョン・プリンクリー、J・プリンクリー等その表記は安定しない。青山霊園にある彼の墓石には、「John R. Brinkley」と刻まれていることから、本名はジョンであったと考えられる。
- (28) 長森清「ジャック・ロナルド・プリンクリーの足跡——父フランシスの影響を受けて」『異文化研究』三号、二〇〇六年、一二二頁。メール紙は、伊勢田哲治「明治期日本の動物愛護運動を生んだ「外庄」によって動物虐待防止会の設立の契機となる論説が掲載された英字新聞の一つであることが指摘されている。ジャックが協会に参加した要因の一つには、父フランシスの影響があったことも考えられる。
- (29) 日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会定款」『設立申請書』一九四八年、二頁。
- (30) 同前、二頁。
- (31) 日本動物愛護協会「社員名簿」三〇二〇頁。
- (32) 今川勲『犬の現代史』三八〇五頁。
- (33) 中島基熊「シェパード犬の飼ひ方」春陽堂、一九三六年。
- (34) 著者不明「新執筆者紹介」『動物文学』六九号、一九四〇年、五九頁。
- (35) 瓜生靖「履歴書」『設立申請書』一九四八年、一頁。
- (36) 三十年史編纂委員会『東京馬主協会三十年史』社団法人東京馬主協会、一九七八年、二九頁。
- (37) 同前、二三頁。
- (38) 同前、三一頁。
- (39) 同前、一八頁。
- (40) 財団法人東京動物園協会『東京動物園協会50年史』財団法人東京動物園協会、一九九八年、八〇一〇頁。
- (41) 東京都『上野動物園百年史』東京都、一九八二年、二二七頁。
- (42) 協会の設立に動物園関係者が関与していたということは、戦後急速に結

びつく動物園と動物愛護の関係が、展示やイベントの企画といった園内に留まるものではなかったということを示唆している。

- (43) 伊勢田哲治『歴史文献研究をベースとした日本の動物倫理学の構築研究』GHQ/SCAP
- (44) Records of General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP
- (45) GHQ/SCAP Records, Public Health and Welfare Section (PHW).
- (46) Public Health and Welfare Section, *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, #1 (1947-48), #2 (1949), Public Health and Welfare Section, 1947-1950. 国立国会図書館憲政資料室所蔵（請求記号PHW 01973）。
- (47) その他には、ガスコイン夫人が公衆衛生福祉局局長のサトズ（Crawford F. Sams）に宛てた書簡や、協会が作成した年報等が含まれる。
- (48) Oness H. Dixon Jr, "Address Delivered at Animal Memorial Service," June, 24 1947, p. 1, *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, #1.
- (49) *Ibid.*, p. 1.
- (50) Oness H. Dixon Jr, "Address Delivered to Japanese Memorial Service," *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, p. 1, July 15, 1947.
- (51) Oness H. Dixon, Jr, "Japanese Society for the Prevention of Cruelty to Animals," July 25, 1947, pp. 1-3, *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, #1.
- (52) *Ibid.*, p. 1-2.
- (53) *Ibid.*, p. 2.
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*
- (56) このことから松平守弘は母の影響で協会に参加していたという可能性も考えられる。
- (57) 麻布大学九十年史編集委員会『麻布大学九十年史』麻布獣医学園一九八〇年、六〇二〜六〇三頁。中村に関して覚書には「President」

るが、『九十年史』によれば教頭職のまま校長事務を取り扱っていたとある。(58) 伊勢田哲治「日本人道会関係者リスト」『歴史文献研究をベースとした日本の動物倫理学の構築研究』、一二七頁。

- (59) Oness H. Dixon Jr, "Japanese Society for the Prevention of Cruelty to Animals," July 25, 1947, p. 2, *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, #1.
- (60) 戦前の団体の活動内容は次のように記述されている。(1) Prevention of cruelty to work animals by overloading, rough handling or under-feeding. (2) Low cost treatment for those unable to pay. (3) Public water troughs for horses. (4) Operation of humane animal shelters for lost or unwanted animals. (5) Humane destruction of unclaimed impounded dogs. (6) Dog and cat cemetery. (7) Humane education of public. (8) Enforcement of laws as they relate to animals. *Ibid.*, p. 1.
- (61) Oness H. Dixon Jr, "Conference on Prevention of Cruelty to Animals," November 26, 1947, p. 1, *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, #1. 協会からの参加者は、次のように記載されている。「Mr. H. Kano, President Mr. Y. Wairu, Director Rev. R. Nakayama, Director Mr. S. Mayeda, Director」
生は本論文で何度も触れてきたが、他の三人はGHQ側資料にも協会側資料にも他には名前がない人物である。何れも未確認であるが、この時点ではカノという人物が代表と表記されていること、また日本人牧師とみられる人物が協会に参加していた点は記憶にとどめておく必要があるだろう。
- (62) *Ibid.*, p. 1.
- (63) 社団法人日本動物愛護協会「第二回特臨総会決議録」『設立申請書』一九四八年、一〜三頁。
- (64) 齋藤弘吉「定款変更条項並に理由書」『設立申請書』一九四八年十二月十日。
- (65) Marion W. Scobhorn, "Japan Society for The Prevention of Cruelty to Animals," May 25, 1948, p. 1, *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, #1.
- (66) Marion W. Scobhorn, "Japan Society for Prevention of Cruelty to Animals," June

28, 1948, p. 1. *Japan Society for the Prevention of Cruelty to Animals (JSPCA)*, #1.

- (67) 社団法人日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会 定款」『設立申請書』一九四八年、一頁。
- (68) ガスコイン夫人は行動の人であり、残念ながら夫人自身が自らの思いを書いた文章は現在のところ見つかっていない。しかし当時英国大使館でドライバーを務めていた溝口雅久は、ガスコイン夫人と野良犬に関する次のようなエピソードを書いている。「野良犬を見れば直ぐ捕獲するよう夫人に言われ追いかけるのですが、野生化しているので歯をむき出して向かってきます。捕らえるというより闘いです。ところが夫人が行くと、まるで魔法にかかったようにおとなしくなり、用意した鎖に繋がれるのです。車に乗せ千駄ヶ谷の愛護協会に預けるわけです」溝口雅久『大使館ドライバー——日記で綴る英国大使館との三十八年』文芸社、二〇〇二年、七〇頁。
- パロット夫人もガスコイン夫人同様に行動の人であった。一九四九年に犬抑留所から秋田犬を引き出して保護したことが新聞に掲載された他、協会機関誌上においても、付属動物病院にて入院動物の世話を極めて積極的に行っていたことが伝えられている(『読売新聞』一九四九年三月二十九日朝刊、二頁。齋藤弘吉「パロット夫人を送る」『動愛』第一〇号、一九五五年一月号、一頁。(公財)日本動物愛護協会所蔵)。
- (69) 日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会趣意書」『設立申請書』一九四八年、一〜二頁。
- (70) 日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会趣意書」、二頁。
- (71) 日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会定款」『設立申請書』、一〜二頁。
- (72) 長森清「ジャック・ロナルド・プリンクリーの足跡」、一三二頁。
- (73) ジャック・プリンクリー「動物愛護の精神」『ドッグ・ジャーナル』一卷一号、一九四九年、二四〜二五頁。
- (74) また古賀は、序章で触れたように占領下においてプリンクリーの考えと共鳴する動物園論を発表し、子ども動物園を企画している。
- (75) 「座談会 動物保護行政を語る」『動物たち』一号、一九七九年、八頁〜九頁。
- (76) 齋藤弘吉「動物愛護事業の世界状況(その四)」『動愛』第五号、一九五四年五月号、六頁。
- (77) 齋藤とプリンクリーは旧知の仲でもあった。プリンクリーは、昭和五年頃に日本犬を通じて齋藤と親しくなり、齋藤が深く関与する日本犬保存会にも入会したと書いている(「J・プリンクリー「外人の見た日本犬」『愛犬の友』一卷一号、一九五二年、三二〜三三頁)。また齋藤も、プリンクリーの迎いを受けて協会に参加したと書いている(齋藤弘吉『愛犬ものがたり』文藝春秋新社、一九六三年、二二一頁)。
- (78) 公益財団法人日本動物愛護協会「日本動物愛護協会の歩み」(<http://www.jpca.or.jp/history.html>)。二〇一六年八月十七日取得。
- (79) 「J.P.ガスコイン「朝の進言」鈴木安邦訳、『動愛』六号、一九五四年六月号、一頁。(公財)日本動物愛護協会所蔵。
- (80) 『読売新聞』一九五四年四月三十日朝刊、五頁。ガスコイン夫人は日本語を話すことができなかつたが、放送が英語であつたか日本語であつたかは不明である。
- (81) 「本部便り」『動愛』第六号、七頁。
- (82) 「J.P.ガスコイン「朝の進言」、一頁。

資料

社団法人日本動物愛護協会趣意書

平和の基盤は愛情に依つて培はれ、それは強者が弱者に発露具現されるところに最も美はしい現れがあります。生きとし生けるものが生あるものに自ら愛情の湧き出づることの禁じられないのはこれが生命の純粹な衝動であり、人間の美はしい本性であるからであります。

人類と動物とは一万年以上も前からこの愛情の共感に依つて結ばれて現在では殆んど動物が人類社会を離れては生存が出来ないし、人類もその利用影響に依つて生活を満たしてゐます。此の生の本質的同一性は欧米に於ては古くより自覚され動物虐待防止会として具体的に顕現され各国とも大衆運動として盛んに活動して居りその思想も民衆の常識となつてゐるのであります。日本に於いても古来断片的にそれに関する法令の發布を見た事もあり明治以降には日本人道会或は動物愛護会等に依つてこの運動が行はれたこともありましたが諸種の事情にはゞまれて真に国民の常識となり大衆の運動となるには至らなかつたのであります。

私共はこゝに於て、利害得失等の外的条件に依つて左右することな

き動物の愛情を通じ人類の本源的愛情の発露を促し感謝の念を養ふと同時に動物の心情を馴致し生存を保護し繁殖を助長する等その人類に対する貢献をして一層大ならしめ人類も動物も共により幸福なる社会を作る為に米英軍及び有志の指導と後援を得て「日本動物愛護協会」を設立致しました。

本協会は第一に長年月人類の伴侶であつた家畜は勿論野に生を受けてゐる動物類に対して環境を左右する能力もなく不平不満を訴えることも出来ないからと言つて逆境に放置したり不当に生存を脅威されたりしない様に制度上事実上虐待防止の方途を講ずると共に進んで環境を改善し疫病を予防し衛生を保全する等物言へぬ動物に代つてその生存繁殖に対する障害を除去する措置を講じ第二に動物の飼育者やその他の関係者が動物に対して心からの愛情を以て接する様に奨励勧告すると同時に怠惰や無智に依つて間違えた取扱ひをしたり過度の酷使をしたりしない様に注意指導する許りでなく、困窮や欠乏に依つて動物を衰弱に任せ施設の荒廢を補修する事の出来ない人々に対しては援助し便宜を供与する等直接人類と動物の接触する面に於て愛情の共感に支障が起らないようにします。第三に日常動物と関係を持たざる人々に対して好奇心や出来心に依る悪戯や虐待等をしてしない様に教導すると共にその生態を解明して認識を深め、その存在意義を知らしめて感謝せしめその純一無雑な愛情を語つて深く広き人類愛を感得せしむる様に宣伝し啓蒙します。

斯くて私どもは世界に於ける動物愛護運動の一翼として人類と動物との結びつきを固くし平和と光明の世界建設の為に努力精進することを念願とする次第です。

出典…日本動物愛護協会「社団法人日本動物愛護協会趣意書」『昭和二十三年五月 月 社団法人日本動物愛護協会設立申請書』日本動物愛護協会、一九四八年、一〜二頁。公益財団法人日本動物愛護協会所蔵。

現在迄ノ事業概要

昭和二十二年六月二十日GHQ公衆衛生福祉部獣医課長デイクソン大佐ニ中島基熊氏招致サレ動物虐待防止会設立ニツイテ懇懇ヲ受ケル

- 一、昭和二十二年六月二十一日、中島氏ハ瓜生靖氏同伴デイクソン大佐訪問種々懇談シテ督励ヲ受ク
 - 一、八月三十日インターナショナルクラブニテ創立總會開催シ古賀動物園長、鷹司博士、野鳥之会中西悟堂、仏教協会友松円諦各氏ノ外二十数名参集ガアッタ自来世話人会。会合スルコト数十回ニ及ブ又此間瓜生氏ハパロット夫人ヲ案内シテ三河島及江東方面ノ馬方厩舎ヲ訪問スルコト数回ニテ愛護指導サレル
- 東京都衛生課主催狂犬病予防注射野犬捕獲其他ニ出席

九月ニ北海道函館十月ニ千葉市十一月東京等各地ノシェパード犬協会ノ展覧会ニ参加シテ宣伝普及ヲナス一方競馬協会、馬術連盟、農林省畜産課、等ヲ訪問シ会設立ヲ宣伝シテ協力ヲ求ム昭和二十三年一月デイクソン大佐並ニスコーション少佐ノ歓送就任祝ノ会を催ス

従来愛犬家ニ概ヲ飛バン賛成ヲ得テ全国ニ代表者ノ会員ヲ求ム漸ク事務的ニ基礎を得タノデ今後ハ実行効果ヲ挙ゲルコト、信ジマス

尚瓜生氏ガ野犬狩ニ関スル規則ヲGHQト協議シテ根本的ニ改善実施シタ（昨年八月十五日ヨリ）

出典…著者不明「現在迄ノ事業概要」『昭和二十三年五月 社団法人日本動物愛護協会設立申請書』日本動物愛護協会、一九四八年、一〜二頁。公益財団法人日本動物愛護協会所蔵。